

令和 7 年 4 月 1 日

近畿経済産業局地域連携推進課

地域未来投資促進法の基本計画に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（地域未来投資促進法）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が作成した基本計画に同意しました。

管内では、8 計画（京都府中丹地域、八幡市、大阪府和泉市、茨木市、羽曳野市、枚方市、岬町、兵庫県全域）の更新、2 計画（京都府南丹地域、兵庫県姫路市）の変更について同意しましたので、お知らせします。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記 URL を御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 今回同意された基本計画について

近畿経済産業局管内では、地域未来投資促進法に基づく基本計画として協議のあった以下の計画について同意しました。

＜更新に同意した基本計画＞（令和7年4月1日付け）

【京都府】中丹地域、八幡市

【大阪府】和泉市、茨木市、羽曳野市、枚方市、岬町

【兵庫県】全域

＜変更同意した基本計画＞（令和7年3月26日付け）

【京都府】南丹地域

【兵庫県】姫路市

3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、7 府県※、71 件の基本計画に同意済みとなり、うち 60 件が計画を実行中です。

なお、基本計画の本文および概要は下記 URL を御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県